



鏡石町新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 飲食業等事業継続緊急支援給付金の交付について

今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、消費活動自粛等に伴う売上げの急減により、経済的打撃を受けた鏡石町内の店舗等に対して、今後の運転経費の一部を給付し事業継続を促すため、事業継続緊急支援給付金を交付します。

【給付要件】

鏡石町内に店舗を構える事業者の方で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う消費活動自粛の影響により、令和2年2月から4月までの売上げのうち、ひと月の売上げが前年同月比で30%以上（甚大な減収は50%以上）減収した者または減収すると見込まれる者（法人の場合は資本金2,000万円以下の者に限る）で申請後、3か月以上の事業継続を行う予定の者

【対象者】 上記給付要件に加え、次のいずれかに該当する者

- ア 商工会飲食店業部会員
- イ 商工会会員で会員区分上は飲食店業部会以外の部会員であるが、飲食業を営む者
- ウ 商工会会員で卸・小売業、医療福祉業、生活関連サービス業、宿泊業を営む者
- エ 商工会未加入者で上記ア～ウと同様の経済活動を行う者
- オ 商工会会員で甚大な減収がある者

【給付額】 10万円

【申請方法】 申請書に記入の上、鏡石町商工会に原則郵送にて申請

【添付書類】

- ① 売上高等の実績が確認できる書類（試算表、売上台帳等）
- ② 売上高計算表
- ③ 最新の確定申告書、決算報告書、法人事業概要説明書等の写し
- ④ 通帳の写し
- ⑤ 誓約書

【申請期限】 令和2年5月31日(日) ※当日消印有効

【申請・問い合わせ先】

鏡石町商工会
〒969-0404
鏡石町中央 245 番地
☎ 0248-62-2340
(平日9時～16時)
※申請様式は町ホームページに掲載しています。

※このほか、新型コロナウイルス感染症の拡大による地域経済対策事業として、地域における消費喚起を目的に、町内の店舗限定で使用できる「鏡石町プレミアム商品券」発行事業を予定しております。町の6月定例議会へ議案を上程予定で、詳細につきましては決定次第、町ホームページ等でお知らせをいたします。

給付金支給等をかたった詐欺にご注意ください

町内において、県職員などを名乗り、新型コロナウイルス関連の給付金支給をかたって個人情報聞き出そうとする不審な電話が発生しております。不審な電話等があった場合は、家族に相談するか、須賀川警察署まで確認し、被害に遭わないよう注意してください。

- 町や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。
- ◆ 不審な電話があった際は、こちらにご連絡ください。
・ 須賀川警察署 ☎ 75-2121 ・ 警察相談専用電話 ☎ # 9110 ・ 町総務課 ☎ 62-2111

※2・3ページの掲載内容は4月27日時点のものです。最新の情報は町ホームページ等でお知らせします。

新型コロナウイルス感染症に係る各種経済支援のお知らせ

1人につき10万円の特別定額給付金（仮称）を支給する「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が4月20日(月)に閣議決定され、鏡石町においても、町民の皆様に速やかに給付できるよう準備を進めています。今月号では、給付金の申請手続きに加え、主な国や町独自の経済支援策についてお知らせします。

特別定額給付金（仮称）の申請手続きについて

【給付の対象となる方】

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方

【給付の受給権者】

対象となる方の世帯の世帯主 ※家庭内暴力（DV）を理由に避難されている方はお問い合わせください。

【給付額】 1人につき10万円として算出される額

【申請の方法等】 ※感染拡大防止の観点から、郵送またはオンライン申請を原則とします。

● 郵送申請の場合

申請の準備ができ次第、町から特別定額給付金の申請書を受給権者（世帯主）の方にお送りします。申請書に給付金の振込先となる口座の情報を記入し、振込先口座の確認のため、①マイナンバーカードや運転免許証等の写し等の本人確認書類、②振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードの写し（町税や水道料の引き落としで使用している受給権者名義の口座である場合には不要）とともに町に郵送してください。

● オンライン申請の場合

マイナンバーカードを持っている方について受け付けます。受給権者の方はマイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から、世帯主及び世帯員の情報・振込先口座情報を入力した上で、振込先口座情報の確認書類をアップロードし、電子申請を行います。電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要とします。

【給付の時期】 町で申請内容を確認し、速やかに給付いたします。

【給付金に関するお問い合わせ】

総務省コールセンター ☎ 03-5638-5855（受付時間9時～18時30分）※土日、祝日を除く
町総務課 ☎ 62-2111 または ☎ 62-2117



新型コロナウイルス感染症による小学校等休業対応支援金

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により、仕事を休まざるをえなくなった個人で業務委託契約等で仕事をされている保護者の方を対象に、支援金を支給します。

【支援の内容】

令和2年2月27日～6月30日の間、就業できなかった日について、1日当たり4,100円を支給

【申請期限】

令和2年9月30日(水) ※申請書は下記の厚生労働省ホームページから印刷して使用してください。
⇒厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)

【支給要件・申請等の手続きのお問い合わせ】

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ 0120-60-3999（受付時間9時～21時）
※土日・祝日も受け付けています。